

小・中学校 1,350校で 1,701人の教師不足 ＜「教師不足」に関する実態調査＞

令和4年1月31日、文部科学省は「『教師不足』に関する実態調査」の結果を公表した。本調査は、臨時的任用教員等の確保ができず学校へ配置する教師の数に欠員が生じる「教師不足」に関して、年度当初における全国的な実態を把握するために実施したもので、令和3年5月1日の時点で1,350校の小・中学校において1,701人の欠員が生じる等、全国的な「教師不足」の現状が明らかとなった。

調査結果の概要（文部科学省資料より抜粋）

1 調査概要～集計結果のポイント～

＜本調査における「教師不足」の定義＞

- ・ 臨時的任用教員等の講師の確保ができず、実際に学校に配置されている教師の数が、各都道府県・指定都市等の教育委員会において学校に配置することとしている教師の数（配当数）を満たしておらず欠員が生じる状態を指す。

（注1）「学校に配置することとしている教師の数（配当数）」は、義務標準法等に基づき算定される教職員定数ではなく、各都道府県・指定都市等の教育委員会において学校に配置することとしている教師の数。なお、都道府県・指定都市等の教育委員会独自で置く定数を含むが、域内の市（指定都市を除く。）町村教育委員会等独自で置く定数は含まない。

（注2）「教師不足」は義務標準法等に基づき算定される教職員定数の標準に対する教職員の配置状況を指すものではない。

＜各学校種における「教師不足」の概要＞

- ・ 令和3年度始業日時点の小・中学校の「教師不足」人数（不足率）は合計2,086人（0.35%）、5月1日時点では1,701人（0.28%）。なお、義務標準法に基づき算定される小・中学校の教職員定数に対する充足率は、全国平均で101.8%。
- ・ 高等学校の「教師不足」人数は始業日に217人（0.14%）、5月1日時点で159人（0.10%）。
- ・ 特別支援学校の「教師不足」人数は始業日に255人（0.32%）、5月1日時点で205人（0.26%）。

＜小学校の学級担任の代替状況＞

- ・ 学級担任を担当すべき教師が不足している場合に、学級担任がいないという状況を避けるため、本来担任ではない職務の教師が学級担任を代替しているケースは474件。このような場合に学級担任を代替している主なものは、①指導体制の充実のために配置を予定していた教員（少人数指導のために配置された教員など）143件と②主幹教諭・指導教諭・教務主任が205件。
- ・ 生徒指導の充実のために配置された教師（37件）や管理職が代替するケース（53件）も存在。

＜中学校・高等学校の「教科担任不足」の状況＞

- ・ 当該教科の教師がいないことにより当該教科の必要な授業を行えていない例は、5月1日時点で中学校16校、高等学校5校。ただし、教育委員会に対し聞き取りを行ったところ5月中には概ね解消、遅くとも7月時点ではすべて解消。

＜「教師不足」の要因（教育委員会へのアンケート結果）＞

- ・ 産休・育休、病休者数の増加、特別支援学級数の増加により、必要な臨時的任用教員が見込みより増加したこと、また、採用者数の増加に伴い、講師名簿登録者がすでに正規採用されたことにより、講師名簿登録者数が減少していることが大きな要因。

3

2 (1)「教師不足」の状況一概要

- ✓ 学校に配当されている教員定数に対する「教師不足」の割合は高等学校が最も低く0.1%、他は小学校は0.26%、中学校は0.33%、特別支援学校は0.26%となっている<R3.5.1>。
- ✓ 始業日時点から5月1日時点の間においても、都道府県・指定都市等の人材確保の取組により不足数は小中合計で見ると0.07ポイント改善。

義務教育費国庫負担金に係る教職員数の算定基準日である5月1日の時点でこれだけの不足が生じている。

（1）「教師不足」の状況（5月1日時点）

学校種	学校に配置されている教師の数 (A)	学校に配当されている定数 (B)	不足 (C)	不足率 (C/B)	全体の学校数 (D)	教師不足が生じている 学校数(E)	割合 (E/D)
小学校	379,598	380,198	979	0.26%	18,991	794	4.2%
中学校	218,504	219,123	722	0.33%	9,324	556	6.0%
小中学校合計	598,102	599,321	1,701	0.28%	28,315	1,350	4.8%
高等学校	159,688	159,837	159	0.10%	3,502	121	3.5%
特別支援学校	78,474	78,632	205	0.26%	1,086	120	11.0%
合計	836,264	837,790	2,065	0.25%	32,903	1,591	4.8%

(参考)「教師不足」の状況(始業日時点)

学校種	学校に配置されている教師の数(A)	学校に配当されている定数(B)	不足(C)	不足率(C/B)	全体の学校数(D)	教師不足が生じている学校数(E)	割合(E/D)
小学校	378,481	379,345	1,218	0.32%	18,991	937	4.9%
中学校	217,856	218,641	868	0.40%	9,324	649	7.0%
小中学校合計	596,337	597,986	2,086	0.35%	28,315	1,586	5.6%
高等学校	159,368	159,576	217	0.14%	3,502	169	4.8%
特別支援学校	78,309	78,517	255	0.32%	1,086	142	13.1%
合計	834,014	836,079	2,558	0.31%	32,903	1,897	5.8%

- (注1)「学校に配置されている教師の数」は、正規教員・臨時的任用教員・非常勤講師・再任用教員の人数(養護教諭・栄養教諭等を除く)。なお、「非常勤講師」、「再任用教員(短時間)」は、フルタイム勤務に対する勤務時間数に応じた人数(換算数)として計算している。
- (注2)「学校に配当されている定数」は、義務標準法等に基づき算定される教職員定数ではなく、各都道府県・指定都市等の教育委員会において学校に配置することとしている教師の数。なお、都道府県・指定都市等の教育委員会独自で置く定数を含むが、域内の市(指定都市を除く。)町村教育委員会等独自で置く定数は含まない。
- (注3)「非常勤講師」、「再任用教員(短時間)」は、それぞれ始業日、5月1日時点で在籍する者を対象とする。
- (注4)本校・分校それぞれ別の学校として計上し、また、児童生徒が在籍していない学校は除く。
- (注5)一部の自治体では当初配置を予定していた教員定数を上回って教師を配置しており、この場合は不足数を0として計算。そのため、上記において、(B-A)と「不足(C)」が一致しない。

4

(4) 小学校の学級担任の代替状況(5月1日時点)

	小学校の学級担任の総数	本来の学級担任に教師不足が生じている人数	左記の内訳					左記が生じている学校数
			① 指導方法工夫改善などの指導体制の充実のために配置を予定していた教員	② 児童生徒支援などの運営体制の充実のために配置を予定していた教員	③ 主幹教諭・指導教諭・教務主任	④ 校長・副校長・教頭	⑤ その他	
小学校の学級担任不足	268,201	474 (0.18%)	143	37	205	53	36	367
(うち特別支援学級)	51,416	80 (0.16%)	14	13	35	9	9	72

- (注1) ①は、担任外教師のうち、少人数指導、習熟度別指導、チーム・ティーチングなどのきめ細かな指導や小学校における教科専門的な指導による指導方法改善のために配置された教員。
- (注2) ②は、担任外教師のうち、いじめ、不登校や問題行動への対応、地域や学校の状況に応じた教育指導上特別な配慮が必要な児童生徒対応や学校マネジメント体制の強化のために配置された教員(管理職除く)。
- (注3) ⑤のその他には、初任者研修に係る拠点校指導教員などを含む。

(2) 文部科学省における取組

本調査により、各都道府県・指定都市教育委員会別の「教師不足」の状況を公表するとともに、教育委員会における教師の確保に向けた取組事例を幅広く共有する。その上で文部科学省として、

- ・ 公立学校教員採用選考試験における取組の収集・発信
- ・ 文部科学省による「学校・子供支援サポーター人材バンク」等を通じた講師のなり手確保に向けた取組
- ・ 学校における働き方改革の推進など勤務環境の改善を含めた教職の魅力向上

といった取組を引き続き推進していく。

併せて、教員免許状を保有しているものの、長らく教壇に立っていない者が教職を志す際に、教壇に立つ上で必要な知識技能の刷新を図り、スムーズな入職を支援できるよう、オンラインで利用できる学習コンテンツの開発を行う(令和4年度予算案措置)。

これらの取組に加え現在、中央教育審議会「『令和の日本型学校教育』を担う教師の在り方特別部会」において、教師の養成・採用・研修に関する検討を行っているところ、議論を踏まえ引き続き質の高い教職員集団の実現に向けた必要な政策を行っていく。

※ 各都道府県における教師不足の状況等、本資料についての詳細は、下記URLまたは右記QRコードから御確認いただけます。

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoin/mext_00003.html



本調査結果から、現在の学校現場が臨時的任用教員によって支えられていること、そして、全国の学校で欠員が生じたまま新学期がスタートしていたことが分かった。欠員に対応するために、本来担任ではない職務の教師が学級担任を代替している状況もあり、早期に解決を図っていく必要がある。

現在、文部科学省においても、「教師不足」に直結する志願倍率の低下に歯止めを掛けるべく、学校における働き方改革の推進等により勤務環境の改善を含めた教職の魅力向上策を実施するとともに、中央教育審議会で、教師の養成・採用・研修に関する検討が進められている。加えて、人材確保という視点から、特別免許状制度の改善や教員資格認定試験の見直し等、社会人等の登用促進の議論もある。

全日教連は、これらの施策や審議に加え、教師の人材確保には処遇改善が必要であるという学校現場の声を届けるため、これまでの中央要請行動において、教職調整額の見直しを含めた教師の処遇改善を強く訴えてきた。学校事務職員や管理職員の業務も増えていることから、来年度も引き続き、国会議員や関係省庁に対して、教職員の処遇改善を強く要望していく。